

横浜市立荇田南中学校いじめ防止基本方針

令和2年4月3日

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「横浜市いじめ防止基本方針」(平成29年10月改定)に照らして合わせて、荇田南中学校の生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

《いじめの定義》

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

《いじめ防止に向けての基本姿勢》

◆いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起り得るという事実を踏まえ、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

◆学校で育てる子ども像

荇田南中ブロックにおける9年間で育てる子ども像

【お互いの違いを認め合い、自分を高め、人と関わり、つながる地域の子】

学校教育目標【学びあい・認めあい・高めあい】

集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

◆いじめの早期発見・早期対応

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日ごろからの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

◆いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要である。教職員は、ささいな兆候や生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

なお、暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報して、被害生徒を守る。この際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害生徒の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

◆いじめの解消の要件

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

2 組織の設置及び組織的な取組

《学校いじめ防止対策委員会》

◆この委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものである。

◆基本委員

管理職、生徒指導専任、生徒指導部

◆拡大委員

管理職、教務主任、学年主任、生徒指導専任、生徒指導部、養護教諭、スクールカウンセラー、
人権教育担当教諭

※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

《委員会の運営》

◆常設の委員会として月1回以上定期的に開催することとする。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。

◆校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

《年間計画》

◆教育相談（随時） ◆定期的なアンケートの実施（毎月末）

◆定例の教育相談 4月、8月末～9月はじめ（2回） ◆いじめ解決一斉キャンペーン（12月）

◆学校運営協議会等の活用

学校運営協議会や学校・家庭・地域連携事業等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、
地域ぐるみでの解決をめざす。

《教職員研修会》

◆いじめ防止、対応に向けた校内研修（4月）

◆生徒理解研修（6月）

《生徒が主体となった活動》

◆いじめ防止の標語作成（5月・11月：生活委員）

◆「横浜子ども会議」への取組（8月：生徒会本部役員を中心として）

◆「横浜子ども会議」を受けての実践（通年）※中学校ブロックで「ありがとう週間」の実施

3 重大事態への対応

《教育委員会や関係機関等との連携》

◆いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余議なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などを相談する。生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

4 その他

《学校評価の実施》

◆いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせてその結果を公表する。

《学校方針の見直し》

◆いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。

平成26年 3月 策定
平成27年10月31日 一部改訂
平成29年 2月21日 一部改訂
平成31年 4月 4日 一部改訂
令和 2年 4月 3日 一部改訂